

毎週火、金曜日発行(但休日になるとは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇条例 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改

三十八年	福原	米子市西福原	簡易耐火	三、〇〇〇円
三十八年	福原	米子市西福原	簡易耐火	三、〇〇〇円
三十八年	東浜	鳥取市浜坂	簡易耐火	三、三八〇円
三十八年	東浜	鳥取市浜坂	簡易耐火	三、七二〇円

改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

正する条例をここに公布する。

昭和三十九年六月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第四十三号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

別表の第一種県営住宅の表中

を
に